

■運行ルートを変更する理由

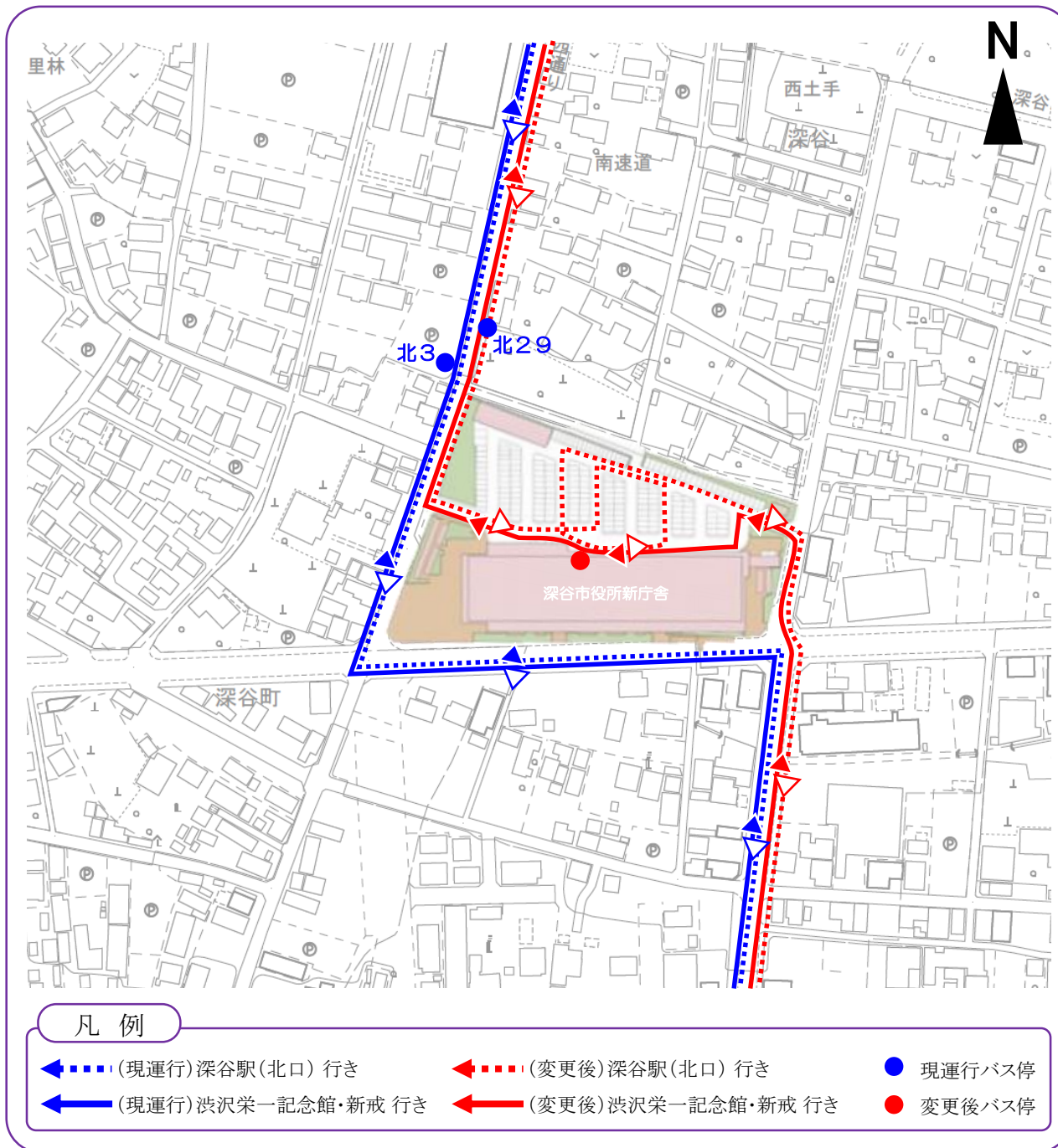
北部シャトル便の「北3 深谷市役所」バス停、「北29 深谷市役所北」バス停においては、深谷市役所新庁舎建設第二期工事(新庁舎駐車場、外構整備工事等)が6月末をもって完成いたします。

深谷市役所新庁舎敷地内には、新庁舎北側入口前にコミュニティバスの停車帯が準備される計画となっております。

新庁舎駐車場整備工事の完成に合わせ、北部シャトル便のルートを変更するものです。

なお、北部シャトル便の運行時刻に関しましては、該当するバス停の時刻を変更するのみで、全体の運行ダイヤに変更は生じません。

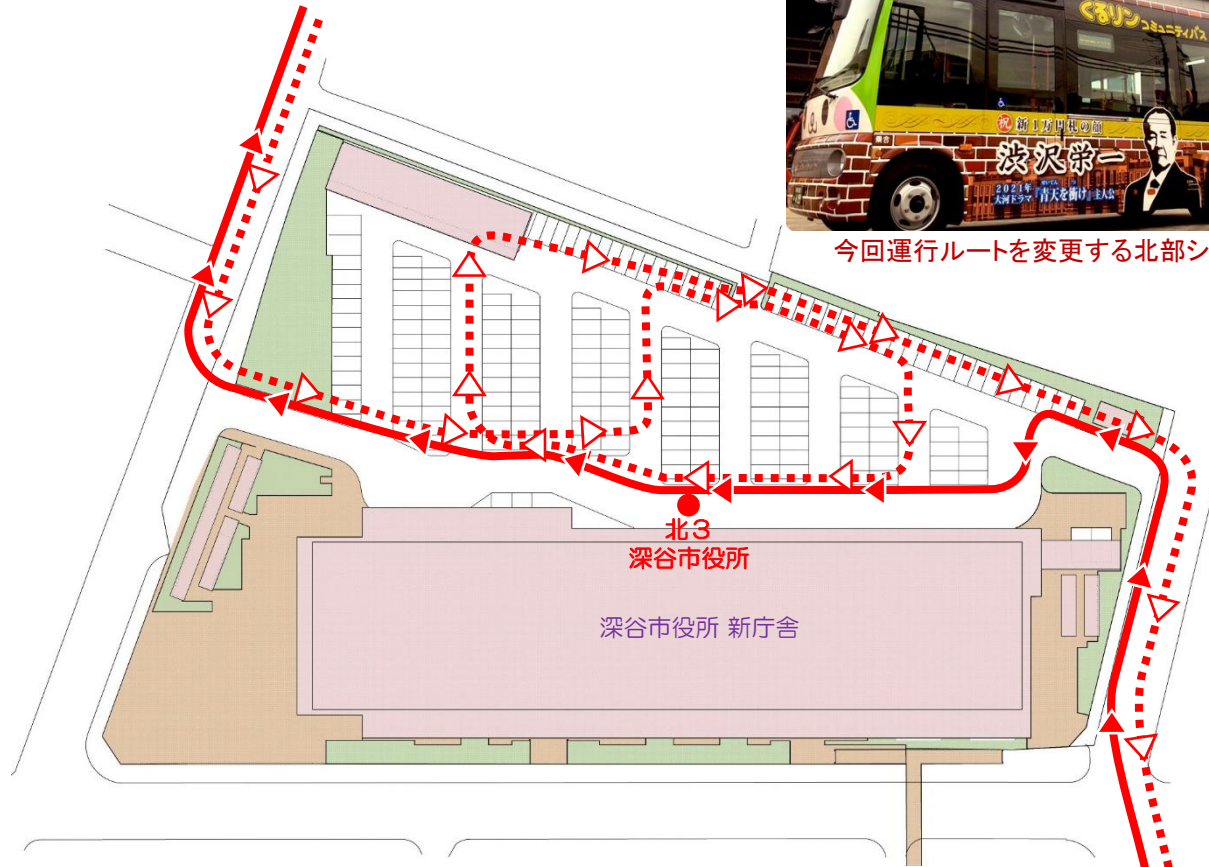
■『現在の運行ルート』と『変更後の運行ルート』の比較



■市役所庁舎敷地内運行時の詳細ルート



今回運行ルートを変更する北部シャトル便



■運行ルートを変更に要す各種対応

次の5点について対応します。

- ①バス停名称を変更します。**
 【渋沢栄一記念館・新戒行き】「北3」深谷市役所 → 「北3」深谷市役所
 【深谷駅行き】「北29」深谷市役所北 → 「北3」深谷市役所へ統合
- ②バス停の位置**
 【渋沢栄一記念館・新戒行き】
 「北3」深谷市役所: 庁舎西側臨時駐車場内 → 「北3」深谷市役所: 新庁舎駐車場内
 【深谷駅行き】
 「北29」深谷市役所北 → 「北3」深谷市役所: 新庁舎駐車場内へ統合
- ③共用開始時期**
 令和3年7月1日初便より変更運行
- ④利用者周知方法**
 広報ふかや7月号及びコミュニティバス車内、北部シャトル便バス停に案内掲示
- ⑤事業計画の変更等**
 1) 停留所の名称及び位置の変更 2) 停留所間のキロ程の変更